

傷害特約 目次

1. 総則

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始期
- 第3条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第4条 被保険者の範囲
- 第5条 妻および子の災害保険金額

2. 災害保険金・障害給付金の支払い、特約保険料の払込免除

- 第6条 災害保険金の支払い
- 第7条 障害給付金の支払い
- 第8条 特約保険料の払込免除
- 第9条 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例

3. 災害保険金・障害給付金を支払わない場合（免責事由）

- 第10条

4. 告知義務・告知義務違反による解除

- 第11条 告知義務
- 第12条 告知義務違反による解除
- 第13条 告知義務違反による解除を行わない場合

5. 重大事由による解除

- 第14条

6. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

- 第15条 特約保険料の払込み
- 第16条 特約保険料の立替え
- 第17条 特約の失効および同時消滅

7. 特約の復活

- 第18条

8. 特約内容の変更

- 第19条 災害保険金の減額
- 第20条 災害保険金の増額
- 第21条 特約の復旧
- 第22条 被保険者の型の変更
- 第23条 保険金等の受取人の変更

9. 特約の解約・解約返戻金額

- 第24条 特約の解約
- 第25条 解約返戻金額
- 第26条 債権者等による解約の効力等

10. 社員配当金

- 第27条

11. 請求手続き

- 第28条

12. 契約内容の登録

- 第29条

13. 主約款の準用

- 第30条

14. 特則

- 第31条 中途付加の場合の特則
- 第32条 主契約が毎期精算配当付自由保険等の場合の特則
- 第33条 主契約が定期保険等の場合の特則
- 第34条 主契約が保証期間付終身年金保険「しあわせの年金」の場合の特則
- 第35条 主契約が終身保険等の場合の特則
- 第36条 主契約が生存給付金付逓増年金収入保障保険等の場合の特則
- 第37条 主契約が個人年金保険(93)等の場合の特則
- 第38条 主契約が新生存給付金付定期保険等の場合の特則
- 第39条 主契約が変額保険(終身型)等の場合の特則
- 第40条 主契約が連生終身保険等の場合の特則
- 第41条 主契約が5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険等の場合の特則
- 第42条 主契約が毎期精算配当付自由保険等の場合の特則
- 第43条 主契約に保険料払込免除特約等が付加されている場合の特則
- 第44条 主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則
- 第45条 主契約が無配当新医療定期保険等の場合の特則
- 第46条 主契約が無配当定期保険の場合の特則
- 第47条 主契約が5年ごと利差配当付新終身保険の場合の特則
- 第48条 保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則

別表1 給付割合表
備考

別表2 身体の同一部位

別表3 感染症

傷害特約

1. 総則

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、この特約の責任開始期後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の取扱範囲内で定めます。

第4条（被保険者の範囲）

① この特約の被保険者の範囲は、被保険者の型^[1]に応じて、次表に定めるところによります。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・妻子型	主契約の被保険者 妻 子
本人・妻型	主契約の被保険者 妻
本人・子型	主契約の被保険者 子

② この特約において「妻」および「子」とは、次表に定める者をいいます。

1. 妻	主契約の被保険者と同一戸籍にその妻として記載されている者
2. 子	主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳 ^[2] 未満の者

③ この特約が本人・妻子型、本人・妻型または本人・子型の場合には、次に定めるところによります。

- この特約の責任開始期に前項に該当している者はこの特約の責任開始期から、この特約の責任開始期後に前項に該当するにいたった者はその時から、それぞれこの特約の被保険者となります。
- 前項に定める妻または子は、この特約の責任開始期後、次のいずれかに該当した場合には、その時からこの特約の被保険者でなくなります。
 - 戸籍上の異動により妻または子に該当しなくなった場合
 - 子が満20歳^[2]に達する日の直後に到来する主契約の契約日の年単位の応当日をむかえた場合

④ 前項第2号により妻または子が存在しなくなったときは、保険契約者は、この特約の被保険者の型の変更を請求することができます。請求がないときは、この特約は従前の被保険者の型のままとします。

第5条（妻および子の災害保険金額）

- この特約が本人・妻子型、本人・妻型または本人・子型の場合、妻または子の災害保険金額は、主契約の被保険者の災害保険金額に6割を乗じて得た金額とします。
- 妻または子の災害保険金額は、主契約の被保険者の災害保険金額が変更されたときは、同時に同じ割合で変更されます。

補 則 欄

第4条補則

- この特約の締結または被保険者の型の変更の際に、保険契約者が会社の取扱範囲内で選択した被保険者の型をいいます。以下同じ。
- 出生日から起算した満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 災害保険金・障害給付金の支払い、特約保険料の払込免除

第6条（災害保険金の支払い）

① 次表に定めるところにより、災害保険金を支払います。

1. 支払理由	この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ¹¹⁾ に支払います。 イ. その被保険者の責任開始期 ¹²⁾ 以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき ロ. その被保険者の責任開始期 ¹²⁾ 以後に発病した感染症（別表3）を直接の原因として死亡したとき
2. 支払額	災害保険金額を支払います。
3. 災害保険金の受取人	災害保険金の受取人は、次に定める者とします。 イ. 主契約の被保険者が死亡したとき 主契約の死亡保険金受取人 ロ. 妻または子が死亡したとき その妻または子

② 前項の災害保険金を支払う場合に次の障害給付金があるときは、その被保険者の災害保険金額にその障害給付金の給付割合を乗じて得られる金額の合計額を差し引きます。

1. その被保険者について、災害保険金の支払理由となった同一の不慮の事故によりすでに支払った障害給付金
2. その被保険者について、災害保険金の支払理由となった同一の不慮の事故により請求を受け、まだ支払っていない障害給付金

③ 災害保険金の支払後にその被保険者について災害保険金の支払理由となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、これを支払いません。

第7条（障害給付金の支払い）

① 次表に定めるところにより、障害給付金をその被保険者に支払います。

1. 支払理由	この特約の被保険者がその被保険者の責任開始期 ¹¹⁾ 以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に、給付割合表（別表1）のいずれかの障害状態になったときに支払います。
2. 支払額	次に定める金額を支払います。 イ. 障害状態が給付割合表（別表1）の1種目のみに該当する場合 災害保険金額×給付割合（別表1） ロ. 障害状態が給付割合表（別表1）の2種目以上に該当する場合 (1) その障害状態が身体の同一部位（別表2）に生じたとき その該当する種目のうち最も上位の種目について前イを適用して得た金額 (2) 前(1)以外のとき その該当する種目ごとに前イを適用して得た金額の合計額
3. 給付限度	障害給付金の支払いは、各被保険者についてそれぞれ支払割合 ¹²⁾ を通算して10割を限度とします。

② 前項にかかわらず、この特約の保険期間の満了後にこの特約の被保険者が障害状態（別表1）になった場合でも、この特約の保険期間満了の日におけるその被保険者の状態が次の条件をすべて満たすときは、この特約の保険期間満了の日に障害状態（別表1）になったものとみなして障害給付金を支払います。

1. この特約の保険期間満了の日において、その状態の回復の見込みのないことが明らかでないことにより、障害給付金の支払理由に該当しなかったとき
2. この特約の保険期間の満了後も引き続きその状態が継続しているとき
3. この特約の保険期間の満了後にその状態の回復の見込みのないことが明らかになったとき。この場合、その不慮の事故の日から起算して180日以内であることを要します。

補 則 欄

第6条補則

[1] 該当した時に被保険者であることを要します。以下同じ。

[2] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧または災害保険金の増額の際の災害保険金の増額部分については、その際の責任開始期とします。

第7条補則

[1] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧または災害保険金の増額の際の災害保険金の増額部分については、その際の責任開始期とします。

[2] この特約の被保険者の型が変更された場合には変更前の支払割合を含めます。

- ③ 第1項第2号の適用にあたっては、新たに生じた障害状態がすでに障害状態のあった身体の同一部位（別表2）に生じたときは、次の第1号の給付割合から第2号の給付割合を差し引いて得た割合を、その新たに生じた障害状態の給付割合とします。
1. すでにあった障害状態^[3]を含めた新たな障害状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合（別表1）
 2. すでにあった障害状態^[3]に対応する給付割合（別表1）^[4]
- ④ 第1項にかかわらず、この特約が本人型の場合、保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人のときは、障害給付金をその法人に支払います。

第8条（特約保険料の払込免除）

- ① 主約款に定める保険料の払込免除の理由が生じたときは、主契約の保険料払込免除の取扱いに準じてこの特約の保険料の払込みを免除します。
- ② この特約の保険料の払込みを免除した後は、次の取扱いを行いません。
1. 災害保険金の減額および増額
 2. 特約の復旧
 3. 被保険者の型の変更

第9条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

- ① この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により死亡または障害状態になった場合に、これらの理由により死亡または障害状態になったこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、その程度に応じ、災害保険金または障害給付金の金額を削減して支払いまたはその金額の全額を支払いません。
- ② 災害保険金を支払わない場合、この特約に保険料積立金があるときは、その保険料積立金を保険契約者に支払います。

3. 災害保険金・障害給付金を支払わない場合（免責事由）

第10条

- ① この特約の被保険者が次のいずれかにより災害保険金または障害給付金の支払理由に該当したときは、災害保険金または障害給付金を支払いません。
1. その被保険者の故意または重大な過失
 2. その被保険者の犯罪行為
 3. その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 4. その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 5. その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 6. その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 7. 保険契約者の故意または重大な過失^[1]
 8. 災害保険金の受取人の故意または重大な過失。^{[2][3]} ただし、その者が災害保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。
- ② 災害保険金を支払わない場合、この特約に保険料積立金があるときは、その保険料積立金^[4]を保険契約者に支払います。ただし、前項第7号による場合は支払いません。



第7条補則

[3] 「すでにあった障害状態」とは、次の障害状態をいいます。

1. すでに障害給付金の支払われた障害状態
2. その被保険者についての責任開始期前の障害状態
3. その被保険者についての責任開始期前の原因により生じた障害状態
4. 前2. および3. のほかこの特約により、障害給付金の支払理由とならなかった障害状態および障害給付金が支払われなかった障害状態

[4] 2種目以上に該当するときは、最も上位の種目に対応する給付割合とします。

第10条補則

- [1] 第1号から第6号までのいずれかに該当する場合を除きます。
- [2] その災害保険金に限ります。
- [3] 第1号から第7号までのいずれかに該当する場合を除きます。
- [4] 第1項第8号の場合は、支払わない災害保険金に対応する保険料積立金とします。

4. 告知義務・告知義務違反による解除

第11条（告知義務）

この特約の締結、復活、復旧、災害保険金の増額または被保険者の型の変更の際、会社が告知書で質問した災害保険金もしくは障害給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生する可能性に関する重要な事項について、保険契約者または主契約の被保険者はその告知書により告知してください。ただし、医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第12条（告知義務違反による解除）

- ① 前条により質問した事項の告知の際に、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときまたは事実でないことが告知されたときは、会社は、この特約^[1]を将来に向かって解除することができます。
- ② 災害保険金もしくは障害給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約^[1]を解除することができます。この場合には、災害保険金もしくは障害給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。^[2] ただし、災害保険金もしくは障害給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、災害保険金もしくは障害給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- ③ 本条によるこの特約^[1]の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主契約の被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- ④ 本条によりこの特約^[1]を解除した場合、この特約^[1]に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。

第13条（告知義務違反による解除を行わない場合）

- ① 次のいずれかの場合には、会社は、前条によるこの特約の解除を行いません。
 1. この特約の締結、復活、復旧、災害保険金の増額または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者または主契約の被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または主契約の被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
 5. この特約が、この特約の責任開始の日^[1]から起算して、2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始の日^[1]から起算して2年以内に、災害保険金もしくは障害給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生し、その理由について解除の原因となる事実がある場合は、この特約が、この特約の責任開始の日^[1]から起算して5年をこえて有効に継続したとき。
- ② 前項第2号および第3号は、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または主契約の被保険者が解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しません。

5. 重大事由による解除

第14条

- ① 会社は、次表のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。



第12条補則

- [1] この特約が復旧された場合または災害保険金の増額の場合には、その際の災害保険金の増額部分とし、被保険者の型の変更が行われた場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。
- [2] すでに災害保険金または障害給付金を支払っていたときは災害保険金または障害給付金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

第13条補則

- [1] この特約が復活、復旧された場合または被保険者の型の変更が行われた場合には、最後の復活、復旧または被保険者の型の変更の際の責任開始の日とし、復旧または災害保険金の増額の際の災害保険金の増額部分については、その際の責任開始の日とします。

1. 詐取目的での事故 招致	保険契約者、この特約の被保険者または災害保険金の受取人が、この特約の保険金等 ^{[11][2]} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^[3] をしたとき
2. 請求時の詐欺行為	この特約の保険金等 ^{[11][2]} の請求に関し、その保険金等の受取人 ^[4] が詐欺行為 ^[3] をしたとき
3. 反社会的勢力	保険契約者、この特約の被保険者または災害保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき イ. 反社会的勢力 ^[5] に該当すると認められること ロ. 反社会的勢力 ^[5] に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ハ. 反社会的勢力 ^[5] を不当に利用していると認められること ニ. 保険契約者または災害保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力 ^[5] がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ホ. その他反社会的勢力 ^[5] と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
4. 前号までと同等の 事由	保険契約者、この特約の被保険者または災害保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由があるとき ^[6]

- ② 保険金等^[11]の支払理由^[7]が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項の重大事由の発生時以後に生じた支払理由^[7]による保険金等^{[11][8]}の支払い^[2]を行いません。^[9]
- ③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主契約の被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- ④ 本条によりこの特約を解除した場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。^[10]

6. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

第15条（特約保険料の払込み）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払いの場合も同様とします。^[11]
- ② この特約と主契約の保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に前納してください。この場合、次に定めるところによります。
1. 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日から2か月間を猶予期間として、主約款に定める猶予期間中に保険事故等が生じた場合の取扱いに準じて取り扱います。
 2. この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとしします。
- ③ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとしします。



第14条補則

- [1] 災害保険金または障害給付金をいいます。
- [2] 保険料の払込免除を含みます。
- [3] 未遂を含みます。
- [4] 保険料の払込免除の請求の場合は保険契約者としします。
- [5] 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- [6] 例えば、他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること等により、第4号の事由に該当することがあります。
- [7] 保険料の払込免除の理由を含みます。
- [8] 第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号イからホまでに該当したのが災害保険金の受取人のみであり、その災害保険金の受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その災害保険金の受取人に支払われるべき災害保険金をいいます。
- [9] すでに保険金等を支払っていたときは保険金等の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。
- [10] 第1項第3号によりこの特約を解除した場合で、災害保険金の一部の受取人に対して第2項を適用して災害保険金を支払わないときは、この特約のうち支払わない災害保険金に対応する解約返戻金を保険契約者に支払います。

第15条補則

- [1] この特約の保険料を一括して払い込むときは、主約款および主契約に付加されている他の特約の保険料一括払いの規定にかかわらず、会社の定める割合で特約保険料を割り引きます。

- ④ 払込期月に対応する保険料^[2]が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに障害給付金の支払理由が生じたときは、未払込みの保険料^[2]を障害給付金から差し引きます。
- ⑤ 前項の場合に会社の支払う金額が未払込みの保険料^[2]に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了の日までに未払込みの保険料^[2]を払い込んでください。この場合に払込みがないときは、この特約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失ったものとし、障害給付金を支払いません。

第16条（特約保険料の立替え）

- ① 猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主契約の保険料の立替えの取扱いに準じて、主契約およびこの特約の保険料の合計額について立替えの取扱いを行います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算します。
- ② 前項にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料については、立替えの取扱いを行いません。

第17条（特約の失効および同時消滅）

- ① 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
- ② 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 - 1. 主契約の消滅
この場合、次表に定めるところによります。

イ. 主契約の解約返戻金が支払われるとき	この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
ロ. 主契約の保険料積立金が支払われるとき	この特約に保険料積立金があるときは、その保険料積立金を保険契約者に支払います。

- 2. 主契約の払済保険または延長保険への変更
この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算します。

7. 特約の復活

第18条

- ① 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、
- ② この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。

8. 特約内容の変更

第19条（災害保険金の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、主契約の被保険者の災害保険金を減額することができます。ただし、減額後の災害保険金額が会社の定める金額を下回る減額はできません。
- ② 主契約の死亡保険金が減額され、主契約の被保険者の災害保険金が会社の定める限度をこえるにいたったときは、主契約の被保険者の災害保険金を会社の定める限度まで減額します。この場合、主契約に付加されている定期保険特約等の死亡保険金のある特約^[1]の死亡保険金等の会社の定める金額を主契約の死亡保険金に合計します。
- ③ 災害保険金が減額されたときは、減額部分は解約されたものとし、その部分に対する解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。

第20条（災害保険金の増額）

- ① 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約の被保険者の災害保険金を増額することができます。
- ② 会社は、災害保険金の増額を承諾した場合には、次のいずれか遅い時から災害保険金の増額部分について責任を負います。
 - 1. 会社の定める金額を受け取った時
 - 2. 告知が行われた時



第15条補則

[2] 主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。

第19条補則

[1] 同様の給付のある特約を含みます。

第21条（特約の復旧）

- ① 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ② この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱いに準じて、この特約の復旧の取扱いを行います。

第22条（被保険者の型の変更）

- ① 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱範囲内で、この特約の被保険者の型を変更することができます。
- ② 会社が被保険者の型の変更を承諾したときは、次表に定める時から変更の効力が生じます。

1. 被保険者の範囲が狭くなる変更の場合	会社が承諾した時
2. 前号以外の場合	次のいずれか遅い時 ^[1] イ. 会社の定める金額を受け取った時 ロ. 告知が行われた時

- ③ 被保険者の型の変更によりこの特約の被保険者でなくなる者に関する部分については、解約されたものとします。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、変更前と変更後の解約返戻金の差額および会社の定める金額を保険契約者に支払います。
- ④ 被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者については、変更の効力が生じる時から責任を負います。

第23条（保険金等の受取人の変更）

災害保険金または障害給付金の受取人は、この特約で定める者以外の者に変更することはできません。

9. 特約の解約・解約返戻金額

第24条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。

第25条（解約返戻金額）

- ① この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて、主約款に定めるところにより保険契約者に通知します。
- ② この特約の保険料払込期間が保険期間と同一のときは、この特約の解約返戻金はありません。
- ③ 主契約において保険契約者に対する貸付けを行うときは、この特約の保険料が一時払いの場合を除き、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算します。

第26条（債権者等による解約の効力等）

債権者等によるこの特約の解約に際しては、主約款に準じて取り扱います。

10. 社員配当金

第27条

- ① この特約の締結日から起算して所定の期間を経過したことその他の所定の要件を満たす場合、この特約の社員配当金を割り当てることがあります。
- ② 前項により割り当てた社員配当金は、主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。



第22条補則

[1] 会社の定める金額の払込みを要しない場合は、告知が行われた時とします。

11. 請求手続き

第28条

- ① この特約にもとづく次の取扱いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類^[1]を会社に提出して請求してください。
 1. 保険金等の支払金の支払い
 2. 特約内容の変更
- ② 団体^[2]が保険契約者および災害保険金の受取人で、かつ、その団体^[2]から給与の支払いを受ける従業員が被保険者の場合、団体^[2]が災害保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^[3]として死亡退職金等^[3]の受給者に支払うときは、災害保険金の請求の際、前項の書類に加え、次の第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。^[4]
 1. 死亡退職金等^[3]の受給者の請求内容確認書
 2. 死亡退職金等^[3]の受給者に死亡退職金等^[3]を支払ったことを証する書類
 3. 受給者本人であることを団体^[2]が確認した書類

12. 契約内容の登録

第29条

- ① 会社は、保険契約者および主契約の被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 1. 保険契約者ならびに主契約の被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 2. 災害保険金の金額
 3. 契約日（復活、復旧、増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、増額または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 4. 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込み（復活、復旧、保険金の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または主契約の被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額および高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額および後遺障害共済金と読み替えます。

補 則 欄

第28条補則

- [1] 請求権者であることを証する書類、保険金等の支払理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。
- [2] 官公署、会社、工場、組合等の団体をいい、団体の代表者を含みます。
- [3] 遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等をいいます。
- [4] これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

13. 主約款の準用

第30条

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

14. 特則

第31条（中途付加の場合の特則）

- ① 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- ② 中途付加は、次表に定めるところにより取り扱います。

1. 責任開始期	会社は、中途付加を承諾した場合には、次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負います。この場合、この特約の責任開始の日を「中途付加日」とします。 イ. この特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時 ロ. 告知が行われた時
2. 保険料の計算	この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日 ^[1] における主契約の被保険者の年齢により計算します。

- ③ 第1項によりこの特約の中途付加が行われた場合は、主契約または死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款および死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の中途付加の日から5年間（中途付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、中途付加の日から5年間または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。

第32条（主契約が毎期精算配当付自由保険等の場合の特則）

この特約が毎期精算配当付自由保険または5年ごと利差配当付自由保険に付加されている場合、主契約の保険金の増額が行われたときは、この特約の契約内容の登録については、第29条（契約内容の登録）第2項にかかわらず、主契約の保険金の増額日から5年間（増額日において被保険者が満15歳未満の場合は、増額日から5年間または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。

第33条（主契約が定期保険等の場合の特則）

- ① この特約が定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
 1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
 2. この特約が更新されたときは、災害保険金および障害給付金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
 3. 第1号ただし書きによりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、災害保険金および障害給付金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
 4. この特約の保険料が一時払いの場合で、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、次のとおり取り扱います。
 - イ. この特約の保険料の払込みを要します。
 - ロ. この特約の保険料は、主契約の更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了の日までに払い込んでください。
 5. 主契約の保険金の増額が行われた場合には、この特約の契約内容の登録については、第29条（契約内容の登録）第2項にかかわらず、主契約の保険金の増額日から5年間（増額日において被保険者が満15歳未満の場合は、増額日から5年間または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
- ② この特約が5年ごと利差配当付増定期保険に付加されているときは、第17条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「主契約の払済保険または延長保険への変更」を「主契約の払済養老保険への変更」と読み替えます。



第31条補則

[1] 中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日とします。

第34条（主契約が保証期間付終身年金保険「しあわせの年金」の場合の特則）

この特約が保証期間付終身年金保険「しあわせの年金」に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 主契約の被保険者についての災害保険金の受取人は主契約の死亡給付金受取人とします。ただし、主契約の被保険者が年金支払開始日以後に死亡したときは、主契約の被保険者の死亡時の法定相続人とします。
2. 主契約の被保険者が年金支払開始日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
3. 第6条（災害保険金の支払い）、第7条（障害給付金の支払い）、第12条（告知義務違反による解除）および第14条（重大事由による解除）の適用に際しては、「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えます。
4. 第17条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済年金保険」と読み替えます。

第35条（主契約が終身保険等の場合の特則）

- ① この特約が終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に付加されているときは、主約款にかかわらず、この特約の保険料についてステップ保険料払込方式は取り扱いません。
 - ② この特約が付加されている終身保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付新終身保険に年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約のいずれかの特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
 1. 主契約の全部を年金支払いに移行する場合
 - イ. 年金の種類が確定年金のとき、この特約の保険期間は、年金支払期間満了時までの期間に変更の請求があったものとします。
 - ロ. 第1回年金支払日以後における主契約の被保険者についての災害保険金の受取人は年金受取人とします。
 - ハ. 第7条（障害給付金の支払い）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人のとき」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）が法人のとき」と読み替えます。
 - ニ. 主契約の被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
 - ホ. この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。^[1]
 2. 主契約の全部を介護保障に移行する場合または主契約の全部を年金支払いおよび介護保障に移行する場合
 - イ. 介護保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - ロ. この特約の社員配当金は、介護保障移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。^[1]
 3. 主契約の一部を移行する場合
 - イ. 主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
 - ロ. この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。^[1]
- ③ 前項第1号において、主契約が連生終身保険または5年ごと利差配当付連生終身保険から変更されたものであって、かつその変更と同時に夫婦年金支払移行特約が付加されている場合には、次に定めるところによります。
 1. 第4条（被保険者の範囲）第2項から第28条（請求手続き）までおよび前項第1号ニの適用に際しては、「主契約の被保険者」を「夫婦年金支払移行特約におけるこの特約の被保険者」と読み替えます。
 2. 主契約の被保険者の生存中に、離婚または婚姻の取消しにより、夫婦年金支払移行特約におけるこの特約の被保険者が夫婦年金支払移行特約の被保険者でなくなったときも、この特約は同時に消滅します。

第36条（主契約が生存給付金付逓増年金収入保障保険等の場合の特則）

この特約が生存給付金付逓増年金収入保障保険、逓増年金収入保障保険（養老保険型）または逓増年金収入保障保険（祝金付終身保険型）に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 主契約の死亡保険金または高度障害保険金の支払理由が生じたときは、この特約も同時に消滅します。
2. 第19条（災害保険金の減額）の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の基本保険金」と読み替えます。

第37条（主契約が個人年金保険(93)等の場合の特則）

- ① この特約が個人年金保険(93)、新個人年金保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険または個人年金保険に付加されているときは、次に定めるところによります。



第35条補則

[1] この特約が5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付新終身保険に付加されているときを除きます。

1. 年金支払開始日以後における主契約の被保険者についての災害保険金の受取人は年金受取人とします。
 2. 第7条（障害給付金の支払い）の適用に際しては、「満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）」と読み替えます。
 3. 主契約の被保険者が年金支払開始日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
 4. 第17条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済年金保険」と読み替えます。
 5. 第19条（災害保険金の減額）の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の基本年金額」と読み替えます。
 6. 主契約が個人年金保険(93)または5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険の場合、第6条（災害保険金の支払い）、第7条（障害給付金の支払い）、第12条（告知義務違反による解除）および第14条（重大事由による解除）の適用に際しては、「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- ② この特約が付加されている個人年金保険(93)、新個人年金保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険もしくは個人年金保険に保証期間付終身年金移行特約、夫婦年金移行特約もしくは介護年金保障移行特約が付加されたときまたは個人年金保険(93)、新個人年金保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険もしくは5年ごと利差配当付個人年金保険が主約款に定めるところにより年金支払開始日に1または2以上の年金の種類等に変更されたときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の全部を保証期間付終身年金の支払い、夫婦年金支払いまたは介護年金保障に移行する場合
 - イ. この特約の保険期間は、主契約の被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間に変更があったものとしします。
 - ロ. この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。^[1]
 - ハ. 主契約の全部を介護年金保障に移行した場合、その移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 2. 主契約の一部を保証期間付終身年金の支払い、夫婦年金支払いもしくは介護年金保障に移行する場合または主契約を年金支払開始日に2以上の年金の種類等に変更する場合
 - イ. この特約の保険期間は、次のとおりとします。
 - (1) 主契約の一部を保証期間付終身年金の支払い、夫婦年金支払いまたは介護年金保障に移行する場合
主契約の被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間に変更があったものとしします。
 - (2) 主契約を年金支払開始日に2以上の年金の種類等に変更する場合
 - a. 一部の年金部分を保証期間付終身年金とする2以上の年金の種類等に変更するときは、主契約の被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間に変更があったものとしします。
 - b. 2以上の確定年金または有期年金のみに変更するときは、変更後の年金部分のうち年金支払期間が最も長い年金部分の年金支払期間満了時までの期間に変更があったものとしします。
 - ロ. この特約の社員配当金は、主契約のうち次の年金部分の社員配当金の取扱いに準じて、その年金部分の社員配当金に加えて支払います。この場合、該当する年金部分が2以上あるときは、(1)から(4)までにおいては保証期間、(5)においては年金支払期間が最も長い年金部分^[2]の社員配当金の取扱いに準じて、その年金部分の社員配当金に加えて支払います。^[1]
 - (1) 夫婦年金支払いに移行した部分がある場合
夫婦年金支払いに移行した部分
 - (2) 前(1)以外の場合で、逡増年金型の保証期間付終身年金部分^[3]がある場合
逡増年金型の保証期間付終身年金部分^[3]
 - (3) 前(1)または(2)以外の場合で、定額年金型の保証期間付終身年金部分^[3]がある場合
定額年金型の保証期間付終身年金部分^[3]
 - (4) 前(1)から(3)まで以外の場合で、介護年金保障移行部分がある場合
介護年金保障移行部分
 - (5) 前(1)から(4)まで以外の場合
確定年金部分または有期年金部分
 - ハ. 前ロに定める年金部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- ③ 前項によりこの特約の契約内容が変更されることに伴う保険料積立金の精算金があるときは、年金支払開始日に主契約の保険料積立金に充当して基本年金額を増額します。



第37条補則

- [1] この特約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されているときを除きます。
- [2] 確定年金部分と有期年金部分の年金支払期間が同じときは有期年金部分とします。
- [3] 保証期間付終身年金の支払いに移行した部分を含みます。

第38条（主契約が新生存給付金付定期保険等の場合の特則）

- ① この特約が新生存給付金付定期保険、5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)に付加されているときは、次に定めるところによります。
 1. 主契約の婚姻時の特別取扱いの際は、この特約の被保険者についても同時に変更の請求があったものとします。
 2. この特約の被保険者の変更を承諾したときは、主契約の婚姻時の特別取扱いに準じて、この特約の被保険者の変更の取扱いを行います。
 3. 主契約の婚姻時の特別取扱いの際に同時にこの特約の被保険者の型が変更され、変更前の主契約の被保険者が妻としてこの特約の被保険者となるときは、その妻については被保険者の型の変更前からこの特約の被保険者であったものとします。
 4. 第6条（災害保険金の支払い）および第7条（障害給付金の支払い）の適用に際しては、「復活または復旧された場合」を「復活もしくは復旧され、または婚姻時の特別取扱いが行われた場合」と、「復活または復旧の際」を「復活もしくは復旧または婚姻時の特別取扱いの際」と読み替えます。
 5. 第11条（告知義務）および第13条（告知義務違反による解除を行わない場合）の適用に際しては、「被保険者の型の変更の際」を「被保険者の型の変更もしくは婚姻時の特別取扱いの際」と、「被保険者の型の変更が行われた場合」を「被保険者の型の変更もしくは婚姻時の特別取扱いが行われた場合」と読み替えます。
- ② この特約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)に付加されているときは、次に定めるところによります。
 1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
 2. この特約が更新されたときは、災害保険金および障害給付金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
 3. 第1号ただし書きによりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、災害保険金および障害給付金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
 4. この特約の保険料が一時払いの場合で、更新時に主契約の保険料の払込みが免除されているときは、次のとおり取り扱います。
 - イ. この特約の保険料の払込みを要します。
 - ロ. この特約の保険料は、主契約の更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了の日までに払い込んでください。

第39条（主契約が変額保険（終身型）等の場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第17条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「主契約の保険料積立金」を「主契約の積立金」と、「主契約の払済保険または延長保険への変更」を「主契約の自動延長保険、払済保険または延長保険への変更」と読み替えます。
2. 第19条（災害保険金の減額）の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の基本保険金」と読み替えます。
3. 主契約において保険契約者に対する貸付けを行うときは、第25条（解約返戻金額）にかかわらず、この特約に解約返戻金がある場合でも、その解約返戻金は主契約の解約返戻金に加算しません。
4. 主契約が変額保険（終身型）の場合、主契約に年金支払移行特約または夫婦年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
 - イ. 主契約の全部を年金支払いに移行する場合
 - (1) 年金の種類が確定年金のとき、この特約の保険期間は、年金支払期間満了時までの期間に変更の請求があったものとします。
 - (2) 第1回年金支払日以後における主契約の被保険者についての災害保険金の受取人は年金受取人とします。
 - (3) 第7条（障害給付金の支払い）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人のとき」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）が法人のとき」と読み替えます。
 - (4) 主契約の被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
 - (5) この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。
 - ロ. 主契約の一部を年金支払いに移行する場合
 - (1) 主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
 - (2) この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。
5. この特約については、特別勘定による運用はしません。

第40条（主契約が連生終身保険等の場合の特則）

この特約が連生終身保険または5年ごと利差配当付連生終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第4条（被保険者の範囲）にかかわらず、この特約の被保険者の範囲は、被保険者の型に応じて、次表に定めるところによります。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者のうち保険契約者の指定した者
本人・子型	主契約の被保険者のうち保険契約者の指定した者 子

2. 第4条（被保険者の範囲）第2項から第31条（中途付加の場合の特則）までの適用に際しては、「主契約の被保険者」を「主契約におけるこの特約の被保険者」と読み替えます。
3. 第6条（災害保険金の支払い）、第12条（告知義務違反による解除）および第14条（重大事由による解除）の適用に際しては、「死亡保険金受取人」を「主契約におけるこの特約の被保険者の死亡保険金受取人」と読み替えます。
4. 第17条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「連生払済保険または連生延長保険」と読み替えます。
5. この特約の被保険者以外の被保険者について主契約の保険金が支払われるときは、この特約は主契約と同時に消滅するものとし、この特約に保険料積立金があるときは、その保険料積立金をその保険金の受取人に支払います。
6. 第19条（災害保険金の減額）の適用に際しては、「定期保険特約等」を「連生定期保険特約等」と読み替えます。
7. 主契約が終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に変更された場合、主契約におけるこの特約の被保険者が、終身保険または5年ごと利差配当付終身保険の被保険者でないときは、この特約は解約されたものとします。
8. 主約款に定める保険契約消滅時の特別取扱いを行うときは、主約款に準じて、この特約を締結することがあります。ただし、この取扱時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、会社が定める同様の特約を締結します。
9. この特約が付加されている主契約が終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に変更され、かつその変更と同時に夫婦年金支払移行特約が付加されたときにおいて、終身保険契約または5年ごと利差配当付終身保険契約の全部を年金支払いに移行する場合には、第7号にかかわらず、主契約におけるこの特約の被保険者が夫婦年金支払移行特約の被保険者となるときに限り、この特約はそのまま継続します。

第41条（主契約が5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険等の場合の特則）

- ① この特約が5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険または5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 主契約の介護年金が支払われたときは、第1回介護年金の支払理由発生時に、この特約は消滅します。この場合、この特約に保険料積立金があるときは、この特約の保険料積立金を第1回の介護年金とあわせて主契約の介護年金の受取人に支払います。
2. 第6条（災害保険金の支払い）、第12条（告知義務違反による解除）および第14条（重大事由による解除）の適用に際しては、「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えます。
3. 第7条（障害給付金の支払い）の適用に際しては、「死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）」を「死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人を含めます。）」と読み替えます。
4. 第19条（災害保険金の減額）の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の基本介護年金額」と読み替えます。

- ② この特約が付加されている5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険に年金支払移行特約が付加されたときは、前項にかかわらず、次に定めるところによります。

1. 第1回年金支払日以後における主契約の被保険者についての災害保険金の受取人は年金受取人とします。
2. 第7条（障害給付金の支払い）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人のとき」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）が法人のとき」と読み替えます。
3. 主契約の被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。

- ③ 主契約に保険料払込免除特約、介護保障保険料払込免除特約またはがん保障保険料払込免除特約が付加されているときは、第1項第1号を次のとおり読み替えます。

1. 主契約の介護年金が支払われたときは、次に定めるところによります。
 - イ. この特約の保険期間満了の日が主契約の介護年金支払期間満了の日をこえるときは、この特約の保険期間は、主契約の介護年金支払期間満了の日の直前の契約日の年単位の応当日の前日までの期間に変更の請求があったものとします。
 - ロ. 前イにかかわらず、第1回の介護年金の支払理由発生時以後にこの特約の保険料の払込みが必要な場合は、この特約は第1回介護年金の支払理由発生時に消滅します。この場合、この特約に保険料積立金があるときは、この特約の保険料積立金を第1回の介護年金とあわせて主契約の介護年金の受取人に支払いま

す。

第42条（主契約が毎期精算配当付自由保険等の場合の特則）

この特約が毎期精算配当付自由保険、定期保険、保証期間付終身年金保険「しあわせの年金」、災害倍額保障・定期付養老保険、定期付養老保険「しあわせの保険」、災害倍額保障・祝金付特別終身保険「長寿保険」、祝金付特別終身保険「長寿保険」、逓増年金収入保障保険（養老保険型）、逓増年金収入保障保険（祝金付終身保険型）、生存給付金付逓増年金収入保障保険、生存給付金付終身保険「新長寿保険」、個人年金保険、終身保険、新生存給付金付定期保険、新個人年金保険、変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、連生終身保険または個人年金保険(93)に付加されているときは、第27条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第27条

- ① この特約の社員配当金は、主契約の社員配当金の取扱いに準じて支払います。
- ② 前項にかかわらず、この特約の保険期間が満了するときは、次に定めるところによります。
 1. この特約の保険期間が満了する事業年度の直前の事業年度末に、主契約の社員配当金の割当てに準じて、この特約に対する社員配当金を割り当てます。
 2. 前号により割り当てた社員配当金は、主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。

第43条（主契約に保険料払込免除特約等が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約、介護保障保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約または保険料払込免除特約(15)が付加されているときは、第8条（特約保険料の払込免除）の適用に際しては、「主約款に定める保険料の払込免除」を「主約款または主契約に付加されている保険料払込免除特約、介護保障保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約もしくは保険料払込免除特約(15)に定める保険料の払込免除」と読み替えます。

第44条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則）

- ① この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
 1. 第8条（特約保険料の払込免除）にかかわらず、主契約の被保険者が次のいずれかに該当したときは、次の払込期月以後のこの特約の保険料の払込みを免除します。
 - イ. 主契約の責任開始期^[1]以後に発生した疾病を直接の原因として、主約款の別表に定めるいずれかの高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）^[2]になったとき
 - ロ. 主契約の責任開始期^[1]以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に、主約款の別表に定めるいずれかの障害状態（以下「障害状態」といいます。）^[2]になったとき
 2. 前号イにかかわらず、主契約の責任開始期^[1]前に発病した疾病を直接の原因として前号イに定める保険料の払込免除の理由に該当したときは、次に定めるところによります。
 - イ. 主契約の締結の際^[3]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内でこの特約の保険料の払込みを免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - ロ. その疾病について、主契約の責任開始期^[1]前に、主契約の被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または主契約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 3. 第1号にかかわらず、主契約の被保険者が戦争その他の変乱により高度障害状態^[2]になった場合に、戦争その他の変乱により高度障害状態^[2]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。
 4. 第1号にかかわらず、主契約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により障害状態^[2]になった場合に、これらの理由により障害状態^[2]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。

補 則 欄

第44条補則

- [1] 主契約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。
- [2] 主契約の責任開始期前からの障害に、第1項第1号イまたはロに定める原因による障害が加わって該当した高度障害状態または障害状態を含みます。ただし、主契約の責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害または疾病の間に因果関係がない場合に限ります。
- [3] 主契約が復活された場合には、最後の復活の際とします。

5. 第1号にかかわらず、主契約の被保険者が次のいずれかにより高度障害状態^[2]になったときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。
- イ. 主契約の被保険者または保険契約者の故意
 - ロ. 主契約の被保険者の犯罪行為
6. 第1号にかかわらず、主契約の被保険者が次のいずれかにより障害状態^[2]になったときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。
- イ. 主契約の被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
 - ロ. 主契約の被保険者の犯罪行為
 - ハ. 主契約の被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ニ. 主契約の被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ホ. 主契約の被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ヘ. 主契約の被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
7. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに保険料の払込免除の理由が生じたときは、猶予期間満了の日までに、未払込みの保険料^[4]を払い込んでください。払込みのないときは、第1号にかかわらず、保険料の払込みを免除しません。
8. 第15条（特約保険料の払込み）第3項および第16条（特約保険料の立替え）は適用しません。
9. 第17条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「主契約の保険料積立金」を「主契約の積立金」と読み替えます。
10. 第19条（災害保険金の減額）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
- ② 主契約に付加されている定期保険特約等の死亡保険金のある特約^[1]の死亡保険金等の会社の定める金額が減額され、主契約の被保険者の災害保険金が会社の定める限度をこえるにいたったときは、主契約の被保険者の災害保険金を会社の定める限度まで減額します。
11. 主契約に保障一括見直し特約が付加されているときは、次に定めるところによります。
- イ. 第4条（被保険者の範囲）、第31条（中途付加の場合の特則）および本条の適用に際しては、「契約日」を「保障一括見直し日」と読み替えます。
 - ロ. 第29条（契約内容の登録）の適用に際しては、「または特約の中途付加」を「、特約の中途付加、保障見直しまたは保障一括見直し」と読み替えます。
- ② この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
- 1. 第6条（災害保険金の支払い）、第12条（告知義務違反による解除）および第14条（重大事由による解除）の適用に際しては、「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えます。
 - 2. 第7条（障害給付金の支払い）第4項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
- ④ 第1項にかかわらず、この特約が本人型の場合、保険契約者および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人を含めます。）が同一法人のときは、障害給付金をその法人に支払います。
3. 第27条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第27条

- ① 会社は、毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次のいずれかの要件を満たすこの特約に対して、社員配当金を割り当てます。この場合、第2号ロおよび第3号ロに該当する特約については、第2号イおよび第3号イに該当する特約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とし、第4号に該当する特約についてはこれに準じた金額とします。
- 1. 次の事業年度内に、主契約の契約日の3年ごとの年単位の応当日（以下本条において「主契約の3年ごと応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、第3号および第4号による割り当てが行われる場合を除きます。
 - 2. 次の事業年度内に、主契約が転換以外の次の事由により消滅することによりこの特約が消滅するとき
 - イ. 主契約の給付金の支払理由が生じてこの特約が消滅する場合には、契約日（この特約の中途付加が行われたときは、この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日。ただし、中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日。以下本条において同じ。）および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して消滅するとき
 - ロ. 主契約の給付金の支払い以外の事由によりこの特約が消滅する場合には、契約日から起算して2年および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して消滅するとき

第44条補則

[4] 保険料年1回払・年2回払契約の場合には、主約款に定める保険料の払込終了の理由が生じたときの取扱いに準じて計算した金額とします。

3. 前号および主契約の転換以外の次の事由によりこの特約が消滅する場合、次の事業年度内に、その消滅日の直後の主契約の3年ごと応当日が到来するときまたはその消滅日以後、消滅日の直後の主契約の3年ごと応当日前に主契約が消滅するとき。ただし、前号による割当てが行われる場合を除きます。
 - イ. この特約の保険期間が満了することにより消滅するとき
 - ロ. 前イ以外の事由によりこの特約が消滅する場合には、契約日から起算して2年および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して消滅するとき
 4. 契約日から起算して2年および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過してこの特約の災害保険金が減額される場合、次の事業年度内に、その減額日の直後の主契約の3年ごと応当日が到来するときまたはその減額日以後、減額日の直後の主契約の3年ごと応当日前に主契約が消滅するとき
- ② 前項により割り当てた社員配当金は、次により支払います。
1. 第1号、第3号および第4号により割り当てた社員配当金
主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。
 2. 第2号イにより割り当てた社員配当金
主契約の給付金の支払いの際に支払います。
 3. 第2号ロにより割り当てた社員配当金
主契約の解約返戻金等の支払いの際に支払います。
- ③ この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 第7条（障害給付金の支払い）第4項の適用に際しては、前項第2号を準用します。この場合、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。
 2. 第27条（社員配当金）の適用に際しては、前項第3号を準用します。この場合、読替規定については、次に定めるところによります。
 - イ. 第1項については、「第3号および第4号」を「第3号から第5号まで」と読み替え、次の号を加えます。
 5. 次の事業年度内に、主契約の第1保険期間が満了したとき
 - ロ. 第2項については、次の号を加えます。
 4. 第5号により割り当てた社員配当金
主契約の第1保険期間満了の際に支払います。
 3. この特約の保険期間中に主契約の第1保険期間が満了したときは、この特約は解約されたものとし、この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を主契約の積立金に充当します。
- ④ この特約が付加されている最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険に年金支払移行特約または夫婦年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
1. 主契約のうち年金支払いに移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
 2. この特約の社員配当金は、主契約のうち年金支払いに移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。
- ⑤ この特約が付加されている最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に終身保障移行特約、年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約のいずれかの特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の全部を終身保障、年金支払いまたは介護保障に移行する場合
 - イ. この特約は同時に消滅します。
 - ロ. この特約に保険料積立金があるときは、その保険料積立金を主契約の積立金に充当します。
 2. 主契約の一部を終身保障、年金支払いまたは介護保障に移行する場合
 - イ. 主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
 - ロ. この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。

第45条（主契約が無配当新医療定期保険等の場合の特則）

- ① この特約が無配当新医療定期保険、無配当新医療終身保険、無配当医療定期保険(09)、無配当医療終身保険(09)、5年ごと利差配当付医療定期保険または5年ごと利差配当付医療終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. この特約の被保険者の型は本人型とし、この特約の被保険者は主契約の被保険者とし、
 2. 第6条（災害保険金の支払い）の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人」を「主約款に定める特約死亡保険金受取人（以下「特約死亡保険金受取人」といいます。）」と読み替え、第12条（告知義務違反による解除）および第14条（重大事由による解除）の適用に際しては、「死亡保険金受取人」を「特約死亡保険金受取人」と読み替えます。
 3. 第7条（障害給付金の支払い）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険

金の一部の受取人を含めます。) および死亡保険金受取人 (死亡保険金の一部の受取人を含めます。)」を「保険契約者および特約死亡保険金受取人 (死亡保険金等の一部の受取人を含めます。)」と読み替えます。

4. 第9条 (戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例) 第2項、第10条 (災害保険金・障害給付金を支払わない場合 (免責事由)) 第2項、第12条 (告知義務違反による解除) 第4項、第14条 (重大事由による解除) 第4項、第19条 (災害保険金の減額) 第2項、第20条 (災害保険金の増額) および第22条 (被保険者の型の変更) は適用しません。
5. 第17条 (特約の失効および同時消滅) の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第17条 (特約の失効および同時消滅)

主契約が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。

6. 第19条 (災害保険金の減額) 第3項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - ③ 災害保険金が減額されたときは、減額部分は解約されたものとしします。
7. 第24条 (特約の解約) の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第24条 (特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

8. 第25条 (解約返戻金額) の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第25条 (解約返戻金額)

この特約の解約返戻金はありません。

- ② この特約が無配当新医療定期保険、無配当新医療終身保険、無配当医療定期保険(09)または無配当医療終身保険(09)に付加されているときは、第27条 (社員配当金) の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第27条

この特約の社員配当金はありません。

- ③ この特約が無配当新医療定期保険、無配当医療定期保険(09)または5年ごと利差配当付医療定期保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
 1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。この場合、この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加され、特定状態不支払方法が適用されているときは、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。
 2. 前号にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
 3. この特約が更新されたときは、災害保険金および障害給付金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
 4. 第2号によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特約の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、災害保険金および障害給付金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

第46条 (主契約が無配当定期保険の場合の特則)

この特約が無配当定期保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第27条 (社員配当金) の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第27条

この特約の社員配当金はありません。

2. 主契約の保険金の増額が行われた場合には、この特約の契約内容の登録については、第29条 (契約内容の登録) 第2項にかかわらず、主契約の保険金の増額日から5年間を登録の期間とします。

第47条 (主契約が5年ごと利差配当付新終身保険の場合の特則)

- ① この特約が5年ごと利差配当付新終身保険に付加されているときは、第19条 (災害保険金の減額) の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- ② この特約が付加されている5年ごと利差配当付新終身保険に介護終身保障特別移行特約または生活障害終身保障特別移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
 1. 主契約の全部を介護終身保障または生活障害終身保障に移行する場合
移行部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
 2. 主契約の一部を介護終身保障または生活障害終身保障に移行する場合

主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。

第48条（保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則）

この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第1条（特約の締結）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第1条（特約の締結）

この特約は、保険契約締結の際、保険契約者の申出により、3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約（以下「基本取扱契約」といいます。）に付加して締結します。

2. 第2条（特約の責任開始期）、第8条（特約保険料の払込免除）第1項、第15条（特約保険料の払込み）第1項から第3項まで、第16条（特約保険料の立替え）、第18条（特約の復活）、第25条（解約返戻金額）第1項および第3項ならびに第27条（社員配当金）は適用しません。
3. 第4条（被保険者の範囲）および第22条（被保険者の型の変更）にかかわらず、この特約の被保険者の型は本人型とし、この特約の被保険者は保険契約の被保険者とします。
4. 第6条（災害保険金の支払い）の適用に際しては、「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」を「主約款」と、「主契約の死亡保険金受取人」を「主約款に定める特約死亡保険金受取人（以下「特約死亡保険金受取人」といいます。）」と読み替えます。
5. 第6条（災害保険金の支払い）、第11条（告知義務）、第12条（告知義務違反による解除）、第13条（告知義務違反による解除を行わない場合）、第14条（重大事由による解除）、第19条（災害保険金の減額）、第20条（災害保険金の増額）、第29条（契約内容の登録）および第31条（中途付加の場合の特則）の適用に際しては、「主契約の被保険者」を「保険契約の被保険者」と読み替えます。
6. 第7条（障害給付金の支払い）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）」を「保険契約者および特約死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）」と読み替えます。
7. 第12条（告知義務違反による解除）および第14条（重大事由による解除）の適用に際しては、「死亡保険金受取人」を「特約死亡保険金受取人」と読み替えます。
8. 第15条（特約保険料の払込み）の適用に際しては、「主契約、主契約に付加されている特約」を「基本取扱契約に付加されている特約」と読み替えます。
9. 第17条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第17条（特約の消滅）

- ① 定期保険特約等または総合医療特約等会社の定める特約（以下本条において「定期保険特約等」といいます。）がすべて消滅したときは、この特約は消滅します。ただし、保険期間の満了または保険金の支払いにより定期保険特約等が消滅するとき（第1回年金の支払理由に該当したときを含みます。）を除きます。
- ② 前項によりこの特約が消滅するときは、次表に定めるところによります。

1. 定期保険特約等が解除または解約により消滅するとき	この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
2. 定期保険特約等の保険料積立金が支払われるとき	この特約に保険料積立金があるときは、その保険料積立金を保険契約者に支払います。

10. 第31条（中途付加の場合の特則）の適用に際しては、「主契約締結」を「保険契約締結」と、「主契約の契約日」を「保険契約の契約日」と、「主契約または死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約」を「死亡保険金、災害死亡保険金または災害保険金のある特約」と、「主約款および死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約」を「死亡保険金、災害死亡保険金または災害保険金のある特約」と読み替えます。

別表1 給付割合表

「障害状態」とは、次表のいずれかに該当する状態をいい、備考に定めるところにより認定します。

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの 7. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割

等級	身体障害	給付割合
第2級	8. 1 上肢および1 下肢の用をまったく永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの 10. 1 肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1 肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1 眼の視力をまったく永久に失ったもの 13. 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは1 上肢の用もしくは1 上肢の3 大関節中の2 関節の用をまったく永久に失ったもの 14. 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは1 下肢の用もしくは1 下肢の3 大関節中の2 関節の用をまったく永久に失ったもの 15. 1 手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1 上肢の3 大関節中の1 関節の用をまったく永久に失ったもの 22. 1 下肢の3 大関節中の1 関節の用をまったく永久に失ったもの 23. 1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1 手の5手指の用をまったく永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用をまったく永久に失ったもの 26. 10足指の用をまったく永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1 上肢の3 大関節中の2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1 下肢の3 大関節中の2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）の用をまったく永久に失ったもの 32. 1 足の5足指の用をまったく永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1 耳の聴力をまったく永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1 上肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用をまったく永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用をまったく永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用をまったく永久に失ったもの 41. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1 足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1 足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用をまったく永久に失ったもの	1割

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

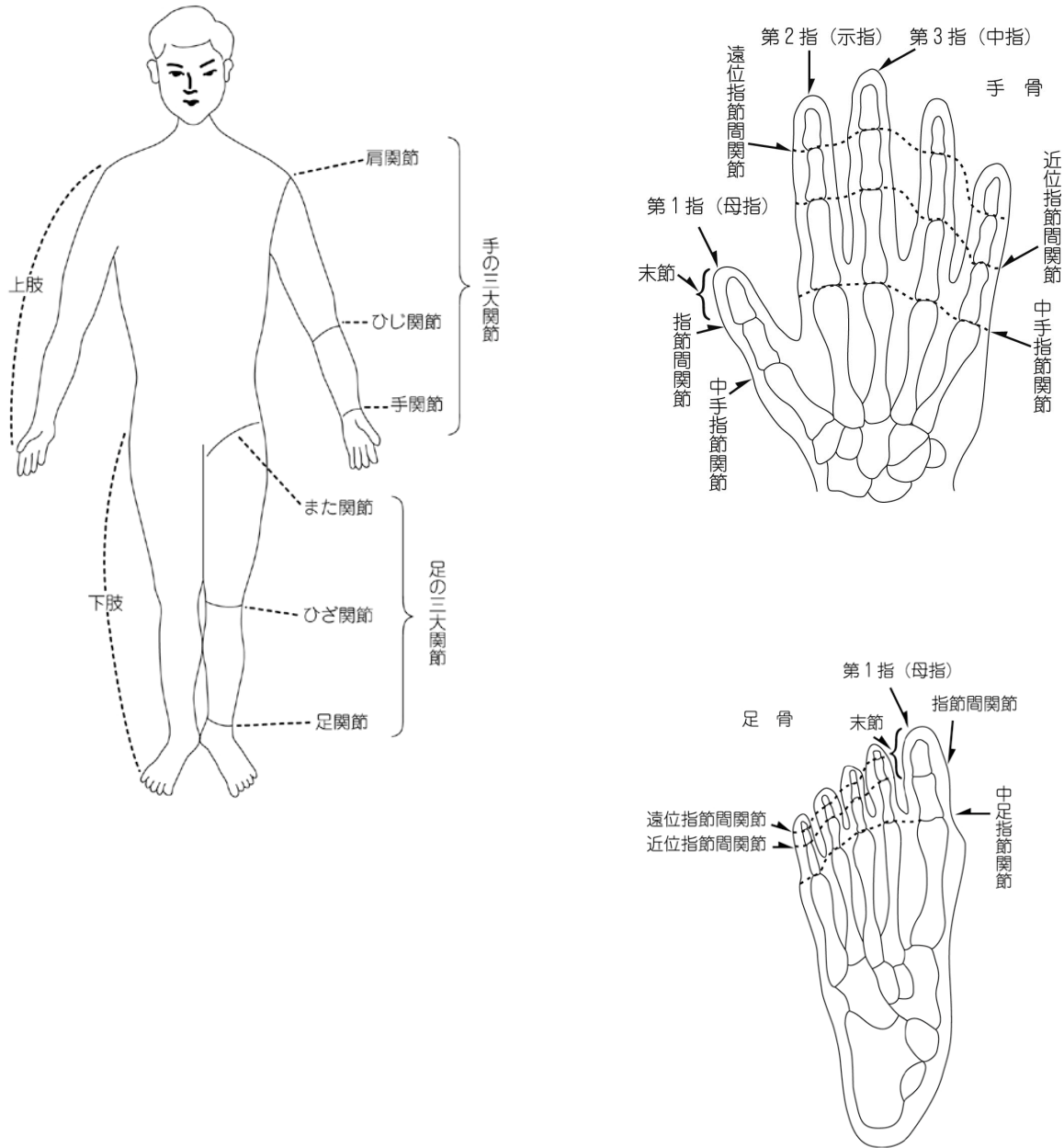
「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

- a. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- c. 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- d. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
4. 言語またはそしゃくの障害
- a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
- (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
- (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- b. 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込みがない場合をいいます。
- c. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- d. 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込みがない場合をいいます。
5. 耳の障害（聴力障害）
- a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
- b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、c デシベルとしたとき、
- $$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
- の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
- c. 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記bの
- $$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
- の値が70デシベル以上（40センチを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
6. 鼻の障害
- a. 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- b. 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込みのない場合をいいます。
7. 上・下肢の障害
- a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- c. 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みがない場合をいいます。
8. 脊柱の障害
- a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- c. 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。
9. 手指の障害
- a. 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- b. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- c. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
10. 足指の障害
- a. 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

b. 「足指の用をまったく永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表2 身体の同一部位

1. 1 上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
2. 1 下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
3. 眼については、両眼を同一部位とします。
4. 耳については、両耳を同一部位とします。
5. 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
6. 〔別表1〕の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表3 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04